

全般	計画	土づくり	苗づくり	植付け	初期	中期	後期	収穫	調製	出荷
----	----	------	------	-----	----	----	----	----	----	----

農産物の管理

規範項目40

必須・重要・推奨

安

農産物等の誤表示の防止、荷姿の遵守

農産物には食品表示法により、「名称」と「原産地」を表示することが義務付けられています。

また、出荷にあたっては、常に一定の荷姿を遵守することが市場の信頼を得るために重要です。

取組事項

- ・ 玄米及び精米、生鮮食品については、食品表示法に基づき「名称」等の必要事項を表示する。
- ・ 加工品の製造・販売についても、加工品について定められた表示事項を適切に表示する。
- ・ 生産組合や市場・実需の要望を踏まえた荷姿を遵守する。

食品表示法は、これまで食品表示の一般的なルールを定めていた「食品衛生法」、「JAS法」及び「健康増進法」の食品の表示に関する規定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設するものとして、平成27年4月より施行されました。

【玄米及び精米】

必要な表示事項は、「名称」「原料玄米」「内容量」「精米年月日」「販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号」を定められた様式により、容器又は包装の見えやすい箇所に表示します。

【生鮮食品】

必要な表示事項は、「名称」と「原産地」です。

【加工食品】

必要な表示事項は、「名称」「原材料名」「原料原産地」「内容量」「賞味（消費）期限」「保存方法」「製造業者等の氏名又は名称及び住所」です。

しっかりと小売段階まで情報が伝わるよう、箱や包装、結束テープ、伝票に原産地の表示を行いましょう。間違った内容を記載してはいけません。包装などの表示がしっかりと内容に合っているか確認してから使いましょう。

また、この他に、有機JASマークやエコファーマーマークなど、一定の基準について認定等を受けた者のみが表示できるマークがあります。これらは基準に沿って使用しなければいけませんので、それぞれのマークの使用条件等をよく確認しておきましょう。

農産物の大きさや長さ等については、一般に、生産組合や流通業者により一定の規準又は規格が定められています。これら規準に沿ったものを出荷することは、産地の信頼を高めるために、必要なことです。規準から外れた荷姿のものが混ざると、出荷後のロスになりますので、確認してから出荷しましょう。

精米の表示の例

- ①裸売りの場合 = 名称、原産地
 ②容器・包装する場合 = (以下の事項)

■単一原料米の表示事項

名称	精米		
原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米 富山県 コシヒカリ 2×年		
内容量	〇kg		
精米年月日	平成2×年〇〇月〇〇日		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 TEL 0000-00-0000		



■複数原料米の表示事項

名称	精米			
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米 国内産			10割
	〔 富山県 コシヒカリ 2×年産 7割 〕 〔 〇〇県 △△△△ 2×年産 3割 〕			
内容量	〇kg			
精米年月日	平成2×年〇〇月〇〇日			
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 TEL 0000-00-0000			

※産地、品種、産年の記載には、証明が必要。

- ・国産品…農産物検査法
- ・輸入品…輸出国の公的機関の証明

表示が不要な場合

- ・ 容器・包装のない加工食品(ばら売り)
- ・ 生鮮食品を生産(加工食品を製造、加工)し、その場で消費者に直接販売する場合(農家や菓子店等)
- ・ 設備を設けて飲食させる場合(レストラン、食堂、喫茶店等)

※ ただし、「外食における原産地表示に関するガイドライン」において、原産地の表示が推奨されています。



スーパーのバックヤードで製造した惣菜を当該スーパーで販売する場合は表示不要ですが、容器包装されている場合、表示が必要になります

【根拠法令等】

○ 食品表示法 (平成25年法律第70号)